

ケアマネ過去7年 本試験問題集 2017年版・正誤表

本書中、以下の通り（下線部）訂正がありました。ご迷惑をおかけしてしまい申し訳ありません。

●2017年2月15日発行版（※印は7月25日発行版にも適用）

訂正箇所	訂正前	訂正後
※別冊 P5(平成 28 年度問題) 問題 12 選択肢 2	2 × 誤り。65 歳以上の生活保護受給者は、 <u>住所がなく</u> ても、…	2 × 誤り。65 歳以上の生活保護受給者は、 <u>市町村の区域内に住所があれば</u> 、…
※別冊 P14(平成 28 年度問題) 問題 40 選択肢 5	5 × 不適切。口腔衛生管理体制加算は、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が <u>1 か月に 4 回以上口腔ケアを行った場合に算定できるものである。歯科医師が口腔ケアを行った場合も算定できる。</u> ☞②P526	5 × 不適切。口腔衛生管理体制加算は、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 <u>介護職員に対し 1 か月に 1 回以上口腔ケアの技術的指導を行った場合に算定できるものである。</u> ☞②P526
別冊 P33 (平成 27 年度問題) 欄外・表「医薬品の分類」	表中、「第 1 類医薬品」の「対応する専門家」は、「 <u>薬剤師、登録販売者</u> 」となっていますが、「 <u>薬剤師</u> 」のみとなります。	
別冊 P98 (平成 24 年度問題) 問題 53 選択肢 2	2 × 自動排泄処理装置は…	2 × 自動排泄処理装置 (<u>特殊尿器</u>) は…
別冊 P99 (平成 24 年度問題) 問題 53 表	「自動排泄処理装置 (特殊尿器)」の本体は、福祉用具貸与の対象であり、交換部品は購入費の対象となります。したがって、「福祉用具貸与の対象種目」の表中、末尾に「 <u>特殊尿器 (本体)</u> 」を追加し、「福祉用具購入費の支給対象種目」の表中、「 <u>特殊尿器</u> 」を「 <u>特殊尿器 (交換部品)</u> 」に変更します。	
別冊 P114(平成 23 年度問題) 問題 43 選択肢 1 問題 44 選択肢 3	介護医療型医療施設の経過措置は、平成 29 年度末までとなっています。したがって、「 <u>平成 30 年度末まで経過措置がある</u> 」は、「 <u>平成 29 年度末まで経過措置がある</u> 」に変更します。 ※施設の廃止後には、従来の施設に代わる新たな施設の設置が検討されています (平成 29 年 9 月時点)。	